

優先的検討規程策定の手引の見直しについて

令和4年9月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の改定

- 地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図るべく、令和3年6月18日に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体を、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とすることとされた。
- 今般、手引改定にあたり、小規模団体において優先的検討規程を策定する際に参考となる取組を追加するなど人口20万人未満の地方公共団体においても、円滑かつ実効的に優先的検討が行われるよう見直しを行った。
また、これらは、人口規模に係わらず有用な内容も含まれると考えられるため、必要に応じて、人口20万人以上の地方公共団体においても参照することを想定。
- 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日 民間資金等活用事業推進会議決定)において、PPP/PFIは、新しい資本主義における「新たな官民連携」の柱となるものであり、推進の方向性として、「地域における活用拡大」や「活用対象の拡大」等が示された。具体的には、優先的検討規程等、地域におけるPPP/PFIの定着への取組や、PPP/PFI活用の裾野の拡大をはかる取組が必要である。
- 同アクションプランでは、地方公共団体において、PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用支援とともに、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しも促進することとしている。今後も、調査・検討等を踏まえ、本手引きについて事例の充実や内容の変更・見直しを行うものとする。

全体構成

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引 〈目次〉

はじめに

I 指針の位置付け等

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

II 優先的検討の開始時期

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

4 留意点

III 対象事業

- 1 対象事業の基準
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 対象事業の例外
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

4 留意点

IV 適切なPPP/PFI手法の選択

- 1 採用手法の選択
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 評価を経ずに採用手法導入の決定
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

V 簡易な検討

- 1 費用総額の比較による簡易な検討
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例
- 2 その他の方法による簡易な検討
 - 1 指針の内容
 - 2 指針のポイント
 - 3 優先的検討規程の例

VI 詳細な検討

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

VII 評価結果の公表

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 優先的検討規程の例

VIII PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために

留意すべき事項

- 1 指針の内容
- 2 指針のポイント
- 3 参考

IX 人口20万人未満の地方公共団体における取組等

- 1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉
- 2 手続きの簡略化における負担軽減
- 3 優先的検討規程の対象事業の考え方
- 4 庁内体制の整備

- | | |
|----------|------------------------|
| 別紙 1 | 採用手法選択フローチャート |
| 別紙 2 | 事業概要調書 |
| 別紙 3 - 1 | PPP/PFI手法簡易定量評価調書 |
| 別紙 3 - 2 | PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠 |
| 別紙 4 | PPP/PFI手法簡易定量評価調書(記載例) |
| 別紙 5 | 簡易な検討の計算表 |
| 別紙 6 | 簡易な検討の計算表(記載例) |
| 別紙 7 | PPP/PFI手法簡易定性評価調書 |
| 参考 1 | 指針概要 |
| 参考 2 | 関連する通知文書 |
| 別冊 | 優先的検討規程の例 |

主な改定ポイント ①人口20万人未満の地方公共団体における取組

特に人口20万人未満の地方公共団体において、PPP/PFIの導入が進んでいない要因として、導入検討のルールや体制が未整備であることやノウハウ不足、マンパワー不足等があげられる。

新たに優先的検討規程を策定する人口20万人未満の地方公共団体においても、実効性のある優先的検討規程とするために参考となる取組をまとめた。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉 (P26)

- 負担軽減のため、構想段階から優先的検討を意識し、庁内意思統一や情報収集を進めることが有効であることを記載。
- 事業担当課と連携し、早期段階で検討対象事業を捕捉することで、手続きの合理化が期待できる旨追記。

2 手続きの簡略化による負担軽減 (P27)

- 採用するスキームや基本構想段階での検討状況等により、手続きの簡略化や、簡易検討を省略することで負担軽減が期待できることを明示。
- 簡易検討において定性的評価や地域プラットフォーム等を活用したサウンディング結果の活用が可能であることを紹介し、そのひな型例(別紙2 事業概要調書・別紙7 PPP/PFI手法簡易定性評価調書)を追加。

3 優先的検討の対象事業の考え方 (P29)

- 対象事業の裾野拡大と、導入効果・負担増加のバランスを考慮する必要がある。
- 事業費基準を柔軟に変更している例や、金額基準のみならず、業務内容や業務分野等も合わせて検討し、対象事業を設定している例を紹介し、各地方公共団体の状況に応じてカスタマイズすることが有効である旨記載。

4 庁内体制の整備 (P32)

- 規程に各部署の役割を明らかにした推進体制、運用のフローを位置づけ、庁内の優先的検討体制を構築することが重要である旨追記。
- とりまとめ部門を置き、各部門への支援体制を確保して、規程の運用の円滑化を図っている事例を紹介。

主な改定ポイント② 多様なPPP・PFI推進における取組

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」において、多様なPPP/PFI推進の展開に当たって、PPP/PFI活用分野の裾野拡大や、民間の創意工夫を最大限に活用する民間提案の積極的活用等への取組みが重要であるとしている。

策定の手引においても、これらの取組を踏まえた内容を追記している。

1 期間満了となるPPP/PFIの次期事業の優先的検討 (P9)

- 指針の「公共施設等の運営等の見直しを行う場合」には、現在実施しているPPP/PFI事業終了後の次期事業手法の検討も含まれることも明記。
- 時間的制約で検討する事業手法が制限されないよう、事後評価等に係る全体のスケジュールを確保することが必要。

2 活用対象の拡大 (P12)

- PPP/PFIは比較的規模の大きいハコモノ建設を中心に活用されてきたが、今後は、規模の小さい施設や、インフラ等の維持管理・修繕・更新、運営においても積極的な活用が期待される。
- 単独では事業化が困難な場合でも、バンドリングや広域化等によるPPP/PFIの検討が可能である旨記載。

3 民間提案の活用 (P25)

- 優先的検討の対象となる事業リストをあらかじめ公開することで、公共施設に係るPPP/PFI手法の活用に関する事業者からの提案を促進が期待できることを記載。
- 民間提案を受けた場合の手続き等を優先的検討と合わせて定めておくことも有効である旨記載。